

# 香川県報



第 59 号

平成 18 年

7月28日(金曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県都市公園規則の一部を改正する規則

（教育委員会）

一

### 告 示

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環境管理課）

（みどり保全課）

五

○保安林の指定の解除

（道路課）

○道路の区域変更

（河川砂防課）

○水防法の規定による洪水予報を行う河川の指定

（ " " ）

○水防法の規定による浸水想定区域の指定

（ " " ）

○土砂災害警戒区域の指定

（ " " ）

### 公 告

○大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出

（経営支援課）

○土地改良事業の適否決定（二件）

（土地改良課）

○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

（都市計画課）

○指定管理者の募集

（教育委員会）

●事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

一〇

●香川県歴史博物館規則の一部を改正する規則

警察本部公告

○一般競争入札の実施

## 規 則

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第七十一号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和三十九年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「（丸亀競技場使用料等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例別表第三第二号の表に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める額とする。

一 競技場又は補助競技場を回数券により利用する場合 別表第四第三号の表に定める使用料の額

二 附属設備又は器具を利用する場合 別表第四第四号の表に定める使用料の額

第二十三条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 丸亀競技場 当該都市公園の維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務

第二十三条第五項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 丸亀競技場 第十六条及び第十七条

●香川県告示第五百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年七月二十八日

## 告 示

香川県知事 眞 磯 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
三豊市詫間町詫間2112-144  
株式会社フードテック 代表取締役 青山 光一
- (2) 事業場の所在地及び名称  
三豊市詫間町詫間2112-144  
株式会社フードテック
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設	
能 力	受水量 60ℓ	2基	
工 期	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
等	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5~9
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	400	600
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	400	600
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	40	60
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	50	80
	りん含有 量 (mg/ℓ)	10	15
	ノルボルヘキサ ン抽出物質含 有量 (mg/ℓ)	80	100
	大腸菌群数 (個/mlℓ)	0	3,000

排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	8	12	
種 類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設	
工 期	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
等	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5~9
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	1,500	2,500
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	2,000	3,000
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	1,000	2,000
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	200	300
	りん含有 量 (mg/ℓ)	100	150
	ノルボルヘキサ ン抽出物質含 有量 (mg/ℓ)	200	500
	大腸菌群数 (個/mlℓ)	0	3,000
	排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	0.5	1
種 類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設	
能 力	工事着手予定年月日	釜内容量360ℓ、蒸気圧力3.4kg/cm <sup>2</sup> 1基	
工 期	既設		

期 等	工事完成予定年月日	既設		
	使用開始予定年月日	許可後		
の汚染状態	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	断続14時間使用		
	排出される汚水等の汚染状態	通	常	最大
の汚染状態	項目	水素イオン濃度	5.8~8.6	5~9
	項目	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,500	2,500
	項目	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2,000	3,000
	項目	浮遊物質 (mg/ℓ)	1,000	2,000
	項目	窒素含有量 (mg/ℓ)	200	300
	項目	りん含有量 (mg/ℓ)	100	150
	項目	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 (mg/ℓ)	200	500
	項目	大腸菌群数 (個/ml)	0	3,000
	項目	排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	0.15	0.3
	種類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設		
	工事完成予定年月日	既設		
の汚染状態	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	許可後		
	排出される汚水等の汚染状態	通	常	最大
項目	水素イオン濃度	5.8~8.6	5~9	
項目	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,500	2,500	
項目	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2,000	3,000	
項目	浮遊物質 (mg/ℓ)	1,000	2,000	
項目	窒素含有量 (mg/ℓ)	200	300	
項目	りん含有量 (mg/ℓ)	100	150	

期 等	工事完成予定年月日	許可後		
	使用開始予定年月日	着工後3日		
の汚染状態	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	断続15時間使用		
	排出される汚水等の汚染状態	通	常	最大
の汚染状態	項目	水素イオン濃度	5.8~8.6	5~9
	項目	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,500	2,500
	項目	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2,000	3,000
	項目	浮遊物質 (mg/ℓ)	1,000	2,000
	項目	窒素含有量 (mg/ℓ)	200	300
	項目	りん含有量 (mg/ℓ)	100	150
	項目	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,500	2,500
	項目	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2,000	3,000
	項目	浮遊物質 (mg/ℓ)	1,000	2,000
	項目	窒素含有量 (mg/ℓ)	200	300
項目	りん含有量 (mg/ℓ)	100	150	

排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	ノルボルヘキサソ 抽出物質含有量 (mg/ℓ)	200	500
	大腸菌群数(個/ml)	0	3,000
排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)		0.05	0.1

種 能	類 力	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
		大型パン仕容器 80枚/H	2基
工 期	工事着手予定年月日	既設	
等	工事完成予定年月日	既設	
使用時間間隔及び1日当たりの使用	使用開始予定年月日	許可後	
排出される汚水等の汚染状態	使用時間間隔及び1日当たりの使用	断続16時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5~9
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	20	40
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	10	15
	浮遊物質 量(mg/ℓ)	15	20
	窒素含有 量(mg/ℓ)	5	10
	りん含有 量(mg/ℓ)	2	5
	ノルボルヘキサソ 抽出物質含有 量(mg/ℓ)	8	15
大腸菌群数(個/ml)	0	3,000	
排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	40	50	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 能	類 力	排水処理施設			
		100m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理方式	流動担体十回転円板十凝集沈殿				
	工事着手予定年月日	許可後			
工 期	工事完成予定年月日	着手後4月			
等	使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用	使用時間間隔及び1日当たりの使用	断続24時間使用			
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処 理 前	処 理 後		
		通 常	最 大		
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5~9	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	1,500	2,000	20	30
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	500	800	20	30
	浮遊物質 量(mg/ℓ)	400	600	30	40
	窒素含有 量(mg/ℓ)	12	26	10	20
	りん含有 量(mg/ℓ)	4	9	1	2
ノルボルヘキサソ 抽出物質含有 量(mg/ℓ)	200	300	15	20	
大腸菌群数(個/ml)	0	3,000	0	3,000	
排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	80	100	80	100	

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 域	分 項 目	第 1 排 水 口	
		通 常 最 大	
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6

生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	20	30
浮遊物質 量 (mg/ℓ)	30	40
窒素含有 量 (mg/ℓ)	10	20
りん含有 量 (mg/ℓ)	1	2
ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/ℓ)	15	20
大腸菌群数 (個/ml)	0	3,000
排水水の量 (m³/日)	80	100

他に、排水口が3箇所（雨水排水口）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年7月28日から同年8月18日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
三豊市市民部環境衛生課

●香川県告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
観音寺市杵田町字浜ノ内乙二二七九の二、乙二二八六の一
- 二 保安林として指定された目的 風害の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

●香川県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月二十八日から同年八月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 屋形崎小江洲崎線（二百五十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町洲崎甲一三五九番五 地先から 小豆郡土庄町洲崎甲一三五八番三 地先まで	前	九・五 ） 一・一・八	三二	地方道路整 備臨時交付 金事業によ る現道拡幅
	後	二・五・四 ）	三二	

●香川県告示第五百三十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

河川の名称	区 域	指 定 年 月 日
二級河川 香東川水系	左岸 高松市香南町岡字清水一六番一地先から海まで	平成十八年七月二十八日
	右岸 高松市香川町川東上字芦脇三四一番一 地先から海まで	

●香川県告示第五百三十三号

香東川水系香東川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により、告示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所河川砂防課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 砂 災 害 警 戒 区 域	所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
	観音寺市大野原町萩原	大造川（三八―一七―I a）	土石流	次の図のとおり
	〃	大造川（三八―一七―I b）	〃	〃
	〃	大造川（三八―一七―I c）	〃	〃
	〃	高尾川（三八―一八―I a）	〃	〃
	〃	高尾川（三八―一八―I b）	〃	〃
	〃	高尾川（三八―一八―I c）	〃	〃

〃	〃	高尾川（三八―一八―I d）	〃	〃
〃	〃	水谷川（三八―一九―I）	〃	〃
〃	〃	落合川（三八―四―II）	〃	〃
〃	〃	落合上川（三八―五―II）	〃	〃
〃	〃	揚慮木堂川（三八―六―II）	〃	〃
〃	〃	打木川（三八―一五―II）	〃	〃
〃	〃	栄谷西川（三八―二三―II）	〃	〃
〃	〃	美田西川（三八―三五―II）	〃	〃
〃	〃	東大造西川（三八―四〇―II）	〃	〃
〃	〃	西赤砂川（四二―二―I a）	〃	〃
〃	〃	西赤砂川（四二―二―I b）	〃	〃
〃	〃	弦池川（四二―九―I）	〃	〃
〃	〃	西原川（四二―一三―I）	〃	〃
〃	〃	八宝池川（四二―一八―I）	〃	〃
〃	〃	大西川（四二―二二―I）	〃	〃
〃	〃	中尾川（四二―一一―II）	〃	〃
〃	〃	東赤砂川（四二―二―II）	〃	〃
〃	〃	上大坪川（四二―五―II a）	〃	〃
〃	〃	上大坪川（四二―五―II b）	〃	〃
〃	〃	観音寺市豊浜町和田	〃	〃
〃	〃	観音寺市豊浜町箕浦	〃	〃
〃	〃	観音寺市大野原町萩原	〃	〃
〃	〃	観音寺市大野原町田野々	〃	〃
〃	〃	観音寺市大野原町有木	〃	〃

上大坪川(四二一五―II c)

〔次の図のとおり〕は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県西讃土木事務所、観音寺市建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。〕

### 公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所  
瀧口志津恵 丸亀市土器町東五丁目八五九番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス宇多津店 綾歌郡宇多津町浜六番丁九一番一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所  
株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一第一福岡ビルS館四階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十九年三月十九日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二六三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の収容台数  
五八台
  - (二) 駐輪場の収容台数  
三八台
  - (三) 荷さばき施設の面積

六五・〇平方メートル

#### (四) 廃棄物等の保管施設の容量

一七・二八立方メートル

#### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後八時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後八時三十分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数  
二箇所
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日  
平成十八年七月十八日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間  
1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課  
2 縦覧期間  
平成十八年七月二十八日(金曜日)から同年十一月二十八日(火曜日)まで
- 四 意見書の提出  
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十一月二十八日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。
- 1 記載すべき項目  
(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

香川県知事 真 鍋 武 紀

- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (四) 意見の内容
- 2 提出先
- 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年七月十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年八月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 本庄地区	観音寺市経済部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 竹成下地区	〃
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 余茂田地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年七月十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年八月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十八年七月二十八日

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 峠地区	坂出市環境経済部 農林水産課
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西梶地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 水門地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 立石地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東梶北地区	〃

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定によりさぬき市志度正面土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 組合の名称
  - 二 事業施行期間
  - 三 施行地区
  - 四 事務所所在地
  - 五 設立認可の年月日
- さぬき市志度正面土地区画整理組合  
平成十七年十月二十一日から平成十九年三月三十一日まで  
さぬき市志度字正面の一部  
さぬき市志度六三九番地一  
平成十七年十月二十一日

六 変更認可の年月日

平成十八年七月二十八日

香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）第十四条の二第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成十八年七月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

香川県立丸亀競技場（以下「丸亀競技場」という。）

2 所在地

香川県丸亀市金倉町八三〇

二 業務の基準

1 関係法令等を遵守すること。

2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報 を適正に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

8 丸亀競技場の利用時間、休場日及び公園施設に係る利用の許可申請の手続等について、あらかじめ香川県知事又は香川県教育委員会の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

三 業務の内容

1 公園施設の利用に関する業務

2 香川県教育委員会が指定するスポーツ振興事業の実施に関する業務

3 施設の維持管理に関する業務

4 利用料金の収受に関する業務

5 その他指定管理者が行うスポーツ振興事業など丸亀競技場の円滑な管理運営を図る

ために必要な業務

四 指定予定期間

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで（三年間）

五 申請資格等

香川県内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した応募資格を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付

受付期間 平成十八年九月十五日（金曜日）午前九時から同月二十日（水曜日）午後五時まで

提出方法 郵送又は持参による。（持参の場合は、平日の午前九時から午後五時までとする。）なお、郵送の場合は、期間内に必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇―八五八二 香川県高松市天神前六番一 香川県教育委員会事務局保健体育課（天神前分庁舎四階） 総務・施設グループ 電話番号 〇八七―八三二―三七六五

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3の場所で、平成十八年八月一日（火曜日）から同年九月十四日（木曜日）までの平日の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>）からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十八年八月二十三日（水曜日） 午後二時 香川県立丸亀競技場会議室

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査

(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。  
4 その他 詳細は、募集要項による。

**教育委員会規則**

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月二十八日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第二十七号**

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

事務委任施設管理運営規則(平成十六年香川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第十六条 丸亀競技場の指定管理者が香川県都市公園規則第二十三条第二項第三号に規定する業務を行う場合における丸亀競技場に係る第六条第二項、第十二条及び第十四条の規定の適用については、これらの規定中「公園の長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 丸亀競技場の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、第三条第二項及び第四条第二項の規定は、適用しない。

3 丸亀競技場の管理を指定管理者に行わせることとした場合における丸亀競技場に係る第六条第一項、第四項及び第六項、第八条、第九条、第十三条、前条並びに次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ教育委員会承認を受けて定めるところによることとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県歴史博物館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月二十八日

**香川県教育委員会規則第二十八号**

香川県歴史博物館規則の一部を改正する規則

香川県歴史博物館規則(平成十一年香川県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第五号の表中

百三十円券(十一枚)	千三百円
二百六十円券(十一枚)	二千六百元
百円券(十一枚)	千円
百円券(六十枚)	五千元
百円券(百枚)	八千元

「七千八百円券」を「六千円券」に、「六千五百円」を「五千円」に、「一万三千円券」を「一万円券」に、「一万五百円」を「八千円」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年八月一日から施行する。ただし、別表第五号の表の改正規定中「七千八百円券」を「六千円券」に、「六千五百円」を「五千円」に、「一万三千円券」を「一万円券」に、「一万五百円」を「八千円」に改める部分は、同年九月一日から施行する。

**警察本部公告**

**香川県警察本部公告第十二号**

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十八年七月二十八日

香川県警察本部長 沖田 芳 樹

一 調達内容

- 1 借入件名及び数量 香川県警察指紋情報管理システム（サーバー機器、端末機、周辺機器、維持補修サービス及びソフトウェア）一式
- 2 借入案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十九年一月一日から平成二十四年十二月三十一日まで
- 4 借入場所 香川県警察本部刑事部鑑識課
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。  
なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年八月二十五日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。
- 3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 本公告に示した数量の調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- 5 納入しようとする物品が本公告に示した調達物品と同等であることを証明した者であること。

6 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4から6までに掲げる要件を満たすことを証明する書類を、原則として平成十八年八月二十九日午後三時までに四の1の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
なお、提出された書類を審査した結果、調達物品を納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号七六〇―八五七九 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県警察本部刑事部鑑識課 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇（内線四六五二）
- 2 入札説明会の日時及び場所 平成十八年八月八日午後一時三十分 香川県警察本部入札室
- 3 郵便等による入札  
特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則第十二条の規定により、郵便又は信書便により入札をしようとする場合は、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法によることとし、平成十八年九月七日までに入札書が四の1の場所に到達することを要する。
- 4 入札及び開札の日時及び場所 平成十八年九月八日午後一時三十分 香川県警察本部入札室

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は、免除
- 3 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
- 4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の实效がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することができる。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be leased: Kagawa Automated Fingerprint Identification System 1 Set
- 2 Time-limit for tender: 1:30 pm September 8, 2006
- 3 Contact point for the notice: Identification Section of Police Administration Department, Kagawa Prefectural Police Headquarters, 4-1-10, Ban-cho, Takamatsu-shi, Kagawa-Ken, Japan 760-8579  
Tel.087-833-0110 Ext.4652